

## 第 65 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 10 月 17 日（火） 10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番20-②：生活保護制度関連の見直し（法務省、厚生労働省）>

（高橋部会長）通知を発出していただけるとのことだが、もともと生活保護法の第 7 条で、扶養義務者や同居の親族について申請を認めていることとの対比において、なぜ成年後見人に認めるのが難しいのかということだが、いま一つ私どもは理解できないので、御説明をいただきたい。

（厚生労働省）扶養義務者、あるいは同居の親族ということだが、扶養義務者については、生活保護制度の中でいろいろな調査の対象や、あるいはその扶養の義務の範囲の中において、保護の実施機関から費用徴収をされるという特別な関係に位置づけられているところ。

また、同居の親族についても、その方々は同一世帯であるので、同じように被保護者になって、世帯として保護を受ける立場になる。そういう意味で、生活保護制度上のさまざまな調査対象や、あるいは義務を負う立場にあるので、それはそのほかの本人の代理をするような立場の人とは地位が異なると考えている。

（高橋部会長）生活保護は世帯主義であるか。

（厚生労働省）世帯単位である。

（高橋部会長）わかりました。今の御説明でよろしいでしょうか。

（大橋構成員）世帯単位ということだが、この場合の同居の親族は、必ず保護の対象の中に入っているということなのか。それとも、同居で別に家計があり、生活保護の対象にはなっていない同居している親族がいた場合、その人には申請資格はないことになるのか。

（厚生労働省）同居で異なる生計の場合は、同居という形にならないと考える。例えば二世帯住宅などは少し違うかもしれないが、同居というのは家計が同一であることの大きな判断要素の一つである。そのため、基本的には、同居をしている方であれば、それは当然に同一生計になる可能性が極めて高い人たちだと考える。

（大橋構成員）生活保護法 7 条の条文に関して、同居については、今おっしゃったような意味での、限定をかけて解釈するということだが、地方公共団体の方は一身専属だとすごく強調されて言われており、本人以外は生活保護の申請ができないと思っている。また、7 条には「扶養義務者又はその他の同居の親族」と書いてあり、扶養義務者は権利義務関係に入っているので、生活保護にカバーされると思うが、その他の同居の親族というときに、ここでいう同居というのは、今おっしゃったような意味での、保護の対象になるような方に限定しての同居ということは、外からは分からない。親族であれば、生活保護の対象となる世帯に入っていなくても申請権限はあると解釈すると、なぜ成年後見人は外れるのだろうかといった質問が来ているので、そこについて回答をはっきりいただきたい。

（厚生労働省）今までどのように条理解釈してきたか、確認をしないと正確には回答できないが、今までは、私どもとしては、先ほど申し上げたように、同居をしている方であれば同一生計であると理解をしているところである。

（大橋構成員）先ほどおっしゃったように、単に経済的給付だけではなくて、同一生計として義務を負う人であるから、その人たちは申請権限があるという理由であれば、しっかりと説明できるように整理して回答をいただかないと、回答を聞いたかたは、はっきりした答えをもらっていないように思う。先ほど説明のとおりであ

るならば、その他の同居の親族というところについて、当初の説明と整合できるような形での回答を、提案に対しての回答として御用意いただきたい。二次回答の前段で、はっきりと成年後見人を排除するというをおっしゃっているのであれば、同居の親族との関係で紛れがないようにしていただかないと、地方公共団体の方の疑問は晴れないのだと思う。

(厚生労働省) よく整理をして、次の回答でどういうお答えをするか検討させていただきたい。

(高橋部会長) そこはお願いしたい。それから、通知をしていただけるということだが、ただ、こういう世の中なので、最近、成年後見人は重要な役割をしており、裁判所でも法務省でもいろいろ取り組みをされていると私も伺っている。そういった重要な役割を担っている方が、一方で、端緒としては、保護の必要性があるという認識を持つ方が多いと思うのだが、関係機関との連携について、成年後見人は通知に明記されておらず、さらには要保護者が判断に欠ける場合について、必ずしも明示されていない。

そういったことから、成年後見人を明確に位置づけた形で通知を出していただき、単に、職権保護の対象になるということだけではなく、成年後見人の立場をしっかりと位置づけていただくことが極めて重要だと思うが、そこはいかがか。

(厚生労働省) おっしゃる趣旨もわかるが、まず、原則的には、生活保護制度の側から見れば、成年後見人だけが特別な存在であるとは考えにくいと思っている。いろいろな端緒情報を持っている方がいるわけなので、必ずしも後見人だけが端緒になるということではないと思うが、一方で、運用上連携の中で、後見人がどういう立場にあるかが不明確ということであれば、連携を図るのは当然のことなので、運用の中で周知といったことは検討したい。

(大橋構成員) わからないのは、職権で整理されるということであれば、職権でしっかりと保護できることについて、手厚い分には行き過ぎはないと思う。職権で情報を手に入れるときの網は広く張っておいたほうがいいに決まっているわけで、特に成年後見人という方は、法定代理人ということで、法的な仕組みを使って選任されている方なので、その方は最重要情報源として重視して運用されるのは、職権保護の場合であっても当然であることから、それを通知の中に明記して、明確にさせていただきたい。そういう運用をお願いしたいということなので、排除する必要はないと思う。

(厚生労働省) 現場の運用の世界で、成年後見人の方々から情報提供をいただければ、職権保護を検討するという、運用上の位置づけをしっかりと付与することについては、通達などで周知を図れるように検討したい。

(高橋部会長) 提案団体の意向が十分反映できるような内容になるかどうか、事務局ともよく相談して、中身は御検討いただければと思う。事務局、それでよろしいですか。

(竹中参事官) はい。

(高橋部会長) どうもありがとうございました。

#### <通番 21：無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 再検討の視点において、届出制から許可制に移行する際のみなし規定の可能性を言及したが、その点は全く検討されなかったのか。

(厚生労働省) 先ほど説明したように、現状、そもそも許可制にするような状況ではないと考えており、まずは届出制のもとで、しっかりと規制を強化していきたい。また、制度のバランスとしても、無料低額宿泊事業は、許可制をするまでの事業とは考えていない。無料低額宿泊事業は国庫補助金等の支援もなく、また、社会福祉法第2条第3項第8号においても「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」とされており、こうした現状において、厚生労働省としては、直ちに許可制にする類いの性格のものではないと考えている。しかし、様々な課題があることは事実であるため、そうした意味で、届出制を維持する中で、しっかりと懸念に対応していきたいと考えているところである。

(高橋部会長) 平行線ではあるが、我々としては、許可制にした場合でも、当分の間は届出制を維持するなど、法制上のやり方は様々あると思うので、そこは頑なにならず、ぜひ検討いただきたい。都道府県等が改善命令等ができるよう措置するということが、例えば、宿泊禁止や使用禁止のような命令をすることもあり得るのか。

(厚生労働省) それは改善命令ではなく、その次のステップの事業の停止命令、一部停止とか全部停止にあたると思う。

(高橋部会長) それは今回の規制強化で措置されるのか。

(厚生労働省) 現行法でも措置されている。しかし、事業の停止命令等に至るプロセスが外形的に確保しにくく、実質的に使いにくいという意見があるので、その前段の改善命令を新たに設けてはどうかという発想で検討しているところ。

(高橋部会長) そうであれば、自治体としては、そうした改善命令や停止命令を積極的に使えるということによいか。

(厚生労働省) そうである。

(高橋部会長) 改善命令や停止命令を積極的に使っていきたいという自治体もあるようなので、それは可能だということを、制度改正の際に通知等で示していただきたい。

(厚生労働省) 足りない部分は適切に制度化したい。悪質な事業者に対しては改善命令を行い、なお改善しなければ事業停止等ができるように、制度面も運用面も対応していきたく考えている。

(高橋部会長) 他に意見はあるか。

(大橋構成員) 届出制について伺いたい。先ほど、まだ許可制にするまでの状況にはないので届出制を維持するという説明だったが、今回の提案は全国の指定都市の総意として出されているので、問題意識や現場の状況はかなり切迫しているのだと思っている。

届出制を維持する場合であっても、事業開始の一定期間前に届出をさせるやり方と、事業開始後に届出をさせるやり方の2つがある。今回の提案の趣旨は、できれば悪質な事業者は改善命令や停止命令などを使ってでも排除したいし、新規参入も防ぎたいというものであり、その手法が、許認可制ということである。その意味では、事前届出を導入し、一定程度自治体にも時間的な猶予を与え、その中で運用できるような方法は、同じ届出制の中でもできることである。今回の提案の趣旨を踏まえると、事前届出制について検討してみてもよいのではないか。現在は一月以内の事後届出になっている中で、これまでの説明では、届出が事前と事後のどちらかという説明がなかったので、現行のままなのか、見直す考えはあるのか教示いただきたい。

(厚生労働省) 現在、事業開始後1カ月以内の届出になっているが、これは、第2種社会福祉事業に対するルールである。社会福祉法の制度の中で、第1種社会福祉事業の中でも、施設を要するものは許可を要する場合もあれば、届出で済むものもあったりするが、社会福祉事業そのものの体系の中で、現在、第2種社会福祉事業については、事後届出としているもの。事前届出か事後届出かというのは、時期的・相対的なものであるため、どちらかでなければならない、ということが一義的に出るわけではないが、見直すすれば、無料低額宿泊事業だけの問題ではなくなる。直ちに無料低額宿泊事業だけ事前届出に改めるのは、他の社会福祉法上の事業への影響もあり、制度全体の総合的な議論が必要であるため、直ちに事前届出にするということは申し上げられない。いずれにせよ、先ほど申し上げたように、指定都市も参加している社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会で検討中であるため、引き続き、事前届出についても含めて検討していきたい。厚生労働省として本日申し上げられるのは、無料低額宿泊事業は第2種社会福祉事業であり、第2種社会福祉事業は事後届出という整理なので、全体の体系の見直しは簡単ではない、ということである。

(大橋構成員) 許認可、事前届出、事後届出など複数の手法がある前提で、無料低額宿泊事業のように、事業の種類や形態、置かれている状況も異なる中で、様々な問題が出ているのだとすれば、現行規定とは異なる手法に変えることがあっても、最後は法案立案者として検討した上で決めればよいと考える。そこを伝統的な二項対立主義的な考え方ではなく、現実に無料低額宿泊事業で起きている問題や、今回の提案も踏まえて、検討いただきたい。

(高橋部会長) その他に意見はあるか。

(勢一構成員) 重ねてのお願いになるが、届出の仕組みの中でも、大橋構成員が指摘されたように、事前届出という仕組みを現場でうまく活用すれば、必ずしも許認可制をとらなくても、事前に対応ができると思う。特に社会福祉法については、生活困窮者に対するサービスに係る制度であるため、社会的弱者が被害を受けてから初めて対応が行われるような形では、自治体としても非常に動きにくいと思うので、自治体が動きやすい仕組みとして、ぜひ事前届出について検討いただきたい。

(高橋部会長) その他に意見はあるか。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、社会福祉法全体の体系の中の問題であるため、慎重な検討が必要である。ただし、現場の実態としては、無料低額宿泊所の利用者については、生活保護を受給される方々が9割を占めている。また、厚生労働省の立場で申し上げれば、生活保護制度も所管しているため、様々な事例に対しても、悪質なものについては、直ちに転居指導をするよう、これまでも自治体に対して求めてきているところである。

そのため、無料低額宿泊事業の監督権限を持つ都道府県等だけではなく、保護の実施機関(福祉事務所を設置する自治体)と協力して様々な対応を行うことにより、事実上、悪質な事業者が運営する無料低額宿泊所から利用者を転居させることは可能であると考えている。

(高橋部会長) 第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業の区別は、第1種社会福祉事業が主に施設型で、第2種社会福祉事業が主として通所または居宅型という理解でよいか。

(厚生労働省) 施設を要しない第1種社会福祉事業もあるが、大きく言えば、入所などで利用者に対する影響が大きいものが第1種社会福祉事業、そうでないものは第2種社会福祉事業という整理である。

(高橋部会長) ただ先ほど説明いただいたように、無料低額宿泊所の中には、実態としては長期滞在型のような利用形態もあり、そうした施設はかなり第1種社会福祉事業の施設型に近いような利用形態になっていると思われる。そのため、第1種社会福祉事業だから事前規制、第2種社会福祉事業だから事後規制、と一律に取り扱うのではなく、実態に即して事前規制と事後規制のどちらが適切かという観点から、これからの議論を進めていただきたい。その点についてはどうか。

(厚生労働省) 社会福祉法の体系としては、今申し上げたような法体系となっている。ただし、社会福祉法の事業施設であっても、他法令で規定される個別の事業施設については、各他法令の個別制度で対応することになっており、そうした観点から、社会福祉法の中だけで特別な取扱いを行うことは、慎重な検討が必要であると考えている。

(高橋部会長) 慎重に検討いただければと思う。どのようなスケジュールで本件の見直しを考えているか。

(厚生労働省) 生活保護制度の見直しと一緒に検討しているところであり、生活保護制度は、来年の通常国会への法律案の提出を目指して、今、議論を重ねているところ。その議論の中で、一緒に対応していきたいと考えている。

(高橋部会長) 通常国会ということであれば、年内には決着をつけないといけなと思う。

(厚生労働省) ご指摘のとおり、年内に社会保障審議会でおおむねの結論を得て、次のステップに進んでいく予定である。

(高橋部会長) 各構成員も行政法・行政学を専門にしており、生活保護制度等についても一定の見識はある中で、今回の意見を申し上げているところである。時間もない中ではあるが、社会保障審議会においては、本日、構成員から指摘されたような点も踏まえた上で検討いただきたい。それでは、結論が年内には出るということなので、対応方針の閣議決定の文案等も含めながら、ぜひ我々の意見も実現できるような形で検討いただきたい。

<通番 22-①: 社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(措置入院患者等の費用徴収事務について地方税関係情報を追加)(内閣府、総務省、厚生労働省)>

(厚生労働省) 当省としては、精神保健福祉法に係る対応については、関係府省との調整の結果等を踏まえ、最終的には、新たに質問検査権の規定と、それに応じない場合の担保措置の規定を設ける方向で、現在、内閣法制局と調整しているところである。さらに、地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定は年末にまとめるので、年内中に結論を得るべく努力していきたいと考えているところである。

また、今年も児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に係る提案があったところだが、これらについて、先ほどの精神保健福祉法も同様なのだが、徴収基準を市町村税に変更することはできないというわけではなく、措置を受けている人の負担への影響や市町村事務の関係をしっかりと慎重に見極めた上で対応してまいりたい。また、情報連携を行うための質問検査権や担保措置の規定をそれぞれ法律上に新たに設けることについては、現在、まだ、精神保健福祉法について内閣法制局と調整しているところであるため、その状況を見つつ検討していくような位置付けになると考えている。

(高橋部会長) 担保措置の具体的な中身としては、どのようなことが今、議論になっているのか。まず、精神保健福祉法についてお示しいただきたい。

(厚生労働省) まだ内閣法制局と調整しているところであるため、どのような担保措置になるのかは、今の段階で具体的にこのようなことを考えているということは、まだ調整次第でどうなるか分からないため、お伝えしにくいというところは理解いただきたい。しかしながら、何らかの措置を設けてしっかりと対応できるようにするというので、現在調整しているところである。具体的に申し上げることができず、申し訳ない。

(高橋部会長) 最低限度、何らかの担保措置を設けるということで検討しているということが良いか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) 承知した。

それから今、地方税に変更したことによる支障について言及いただいたが、変更したことによって、どのような支障が生じることを懸念しているのか。地方公共団体に生じる事務的な負担とか、そのような点については頭の体操ということなのかもしれないが、頭の体操だけでは、実際に地方税に切り換える際に困ることもあると思う。そのあたりはどのように考えているのか。

(厚生労働省) それは、昨年提案のあった精神保健福祉法、それから今年提案のあった他の法律についても、精神保健福祉法と同じようなことになろうかと思うが、所得税から地方税にきれいに置き換わるかどうかは、どのようにうまく置き換えるのかということをも具体的に検討していかなければ、利用者の費用負担や地方公共団体の認定事務に良くない影響が生じてしまう可能性がある。これは、過去に他の分野で同様の徴収基準の切り換えを行った経緯があるので、今回全く初めてのことでない。しかしながら、それぞれの分野で円滑に徴収基準が置き換わるように、注意深く検討しなければいけないということであって、決して、できないとかやらないということではないので、そこは御理解いただきたい。

(高橋部会長) あと、地方公共団体の事務負担について、どのようなことが理論的に考えられるのか。

(厚生労働省) 実際に地方公共団体が認定事務を行うに当たり、負担が生じるというよりも、どのような影響が出るのかを見極めなければいけないということであり、今、具体的に想定している支障等にはこういうことがあるということはない。しかしながら、例えば、仕組みやシステム等の改修が必要であれば、何らかの影響が生じる可能性もある。

今の仕組みで対応できるのであれば問題ないのだが、いろいろと対応すべき点があるのではないかということであり、事務負担というよりも、生じうる影響としてはどのようなことがあるのか。それも現時点で具体的に何かしら想定されているわけではないのだが、考えうる支障・影響等についてどう対応するのか、全てに対応できるように、検討していかなければならないと考えているところである。

(高橋部会長) ただ、今の話は徴収基準の切り換えに伴う経過措置的な対応についてのことであると思う。例えばシステム変更等、そういうものは今からでも対応可能ではないかと素人的には考えるのだが。

(厚生労働省) もちろんそういったお考えがあることも承知しているが、例えば、先行して検討している精神保健福祉法については、きちんと対応できるように検討を進めていきたいということは、先ほどお伝えしたとおりである。

(高橋部会長) 地方税の専門家から見て、所得税から地方税に切り換わる際に円滑な切り換えが行われぬものなのか。

(総務省) 所得税と住民税では、当然、控除の額が異なっている。所得税と住民税で税額の計算方法が同じではないため、そこはうまく制度を仕込む必要があると思う。

また、もし所得割額に基づき事務を行うのであれば、例えば、指定都市に教職員の給与負担等の見直しに係る税源移譲を行っているため、通常10%の地方税率のうち、指定都市以外の市町村については市町村税率が6%であるが、指定都市に限っては来年度から市町村税率が8%となるため、その点にも気をつけて検討していただきたいと思う。

(高橋部会長) しかしながら、市町村民税所得割額ならば、別に問題は生じないのではないかと。控除についてはあまり考慮しなくても良いのではないかと。

(総務省) 先ほど述べたような、指定都市の方については市町村税率が8%であるため、指定都市以外の市長村と基準を合わせるために額を4分の3にしなければならない等の問題が発生する。また、少し加えて述べると、各種の税額控除といったものを徴収基準に含めるのが適当かどうかについても、これを機会として、例えば、ふるさと納税のようなものがあつた場合、最終的な所得割額はふるさと納税の税額控除が反映された額となるため、そういうことも含めて、所管府省において、制度として、住民税の課税標準を使うとか、課税標準から基礎控除だけを反映させたものを使うとか、いろいろな在り方があるため、滞りなく所得税から地方税への切り換えができるような措置を考えていただきたいと思う。

(高橋部会長) そこは、地方税の専門家である総務省が連携して、徴収基準の所得税から地方税への移行について必要な意見、見解を示していただければありがたいと思う。そこは、滞りなく進めていくことが重要だと思う。

(大橋構成員) 国の行政機関の間でいろいろ調整いただき、今、総務省と厚生労働省から発言があつたような形でかなり細かな問題があることが分かった。

この話はマイナンバーを使うための条件整備のようなところから始まった話なのだが、地方公共団体は、マイナンバーの利用が始まると、利便性が高まる反面、想定していないようなところに影響が及ぶ可能性もあるかもしれないと思っているので、提案の実現の際には、地方公共団体等の関係団体への説明もきちんとしていただくよう、準備を進めていただきたいと思います。いかがか。

(厚生労働省) これまでも、これからも同様なのだが、いろいろな関係者が存在するため、関係者に対してきめ細かに説明していかなければいけないだろうと思っている。今回も、利便性が向上するためということで地方公共団体から提案があったわけだが、このように変えていって手間が余計に増えたとか、変な話になってはいけないので、いろいろ相談しながら最終的な仕組みを整えていかなければいけないと思っている。そこは今回議論が交わされた懸念事項も踏まえ、しっかり対応したいと思う。

(高橋部会長) 承知した。

＜通番 22-③：社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し（社会保障給付等事務について療育手帳関係情報等を追加）（内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省）＞

(厚生労働省) 障害年金等における収入情報に関する情報連携については、現状、これらの年金制度において、運用上の観点から、一部全くシステム化していない制度もあり、提案の対象となる特定医療受給者に対して、情報連携を可能とするためには、システム改修・構築費用が膨大になるというような課題がある。しかしながら、申請者の利便を考えたときに、何もやらなくて良いのかということもあるので、システム以外のところで、申請者間で不合理な扱いとならないような形で申請者の負担軽減に向けて対応し、代替措置を設けたいと考えているところである。

(高橋部会長) まず、日数の関係であるが、代替措置を講じない場合と代替措置により都道府県が照会する場合とで、必要な日数はそれほど変わりがないと理解して良いか。

(厚生労働省) ほとんど変わらない形で対応することは可能と考えている。

(高橋部会長) 申請者側にとってより長く時間がかかるということはないということの良いか。

(厚生労働省) 代替措置を講じた場合は、都道府県と保険者との間のやりとりに時間が必要となるが、それについても早急に対応できるものと思っている。

(高橋部会長) 法制上の障害といったものについては、関係府省はどのようにお考えか。個人情報保護等、いろいろな課題があるかと思うが、そのあたりの法制上の障害として考えられるものとしては、障害というと大きさではあるのだが、検討すべき課題はあるのか。

(厚生労働省) こういう状況、こういう仕組みであるということについて、申請者に十分周知することを前提とすれば、特段の法令上の問題は無いのではないかと考えている。

(高橋部会長) 承知した。内閣府（番号制度担当室）としては、別に問題はないか。

(内閣府) これはおそらく、マイナンバー制度を使わずに、その外で公用の照会として情報をやりとりする仕組みであり、そのように対応したいという話なので、逆に言えば、我々の所管からは外れているということだと思う。

ただ、この提案としては、マイナンバー制度を使って添付書類を省略したいということであるはず。そうすると、地方公共団体の負担は結局、システムの整備等というマイナス面もあると思うが、おそらく公用の照会をしていくという負担は生じるはずなので、その点について、どのように事務を所管する省庁において判断するのかということになるかと思う。

(高橋部会長) とは言え、全体で年間 80 件という、それほど多い件数でもないのではないか。

(厚生労働省) さらに言えば、トータルでは年間 280 件程度になるため、単純に都道府県数の 47 で割ると、1 都道府県あたり年間 6 件程度という形になるかと思う。

(高橋部会長) 年間 6 件程度か。

(厚生労働省) 都道府県当たりでいうと、それくらいのイメージとなる。

(高橋部会長) 総体としては何件なのか。この数は指定難病だけの数字ということか。

(厚生労働省) 然り。指定難病の数字である。

(高橋部会長) 他の項目については連携するわけだな。そういう意味では、トータルでは負担が軽減されることとなるということか。しかしながら、この 280 件についてはシステム化はできず、システムの外で申請者の負担軽減を図るということか。

(厚生労働省) 然り。

(高橋部会長) これは、提案団体には説明しているのか。

(浅野参事官) 説明して、内容については了解していただいているところ。あと、提案団体からは、代替措置を検討する際は、提案県だけではなく、全国の地方公共団体がそれで良いというような方策にさせていただきたいという趣旨の意見をいただいている。

(高橋部会長) 丁寧に検討してほしいということか。

(浅野参事官) 然り。

(大橋構成員) 今回、こういった代替案を考えていただいて非常にありがたい。本来はシステムで全部同じように対応できれば良いのだが、コストの問題があるので、システム対応ができないものについては、少々手間がかかっても、代替手段を用意するというスタンスは非常に良いと思う。しかしながら、心配し過ぎなのかもしれないが、逆に件数がこれだけ少ないと、単発的に申請に来たような方が、その方自身が仕組みを知らない場合や、地方公共団体の窓口担当者が誤解して、代替手段で事務を行わず、結局現行の手続で事務手続を進めようとするといったことが発生しかねないと思う。そうすると、せっかく制度を作ったとしても、また同じことになってしまう。そこで、地方公共団体の担当者と申請者の双方に、この仕組みが周知されるよう工夫する必要があるのではないかと、今、漠然と思ったのだが、そういうところについて何か考えがあればお示しいただきたい。

(厚生労働省) 御指摘のとおり、制度についてなかなか御理解いただけない面もある。非常に稀な制度の中でのさらに稀な部分となるので、非常に分かりにくいところはある。

いずれにしても、おそらく申請書の中では、障害年金を受給しているかどうかについての確認欄は設ける必要があると思っているので、この手続がどういう取り扱いになるのかは、申請者にも十分に御理解いただけるような形で周知を行った上で、制度が円滑に進むような形で進めていきたいと考えている。

(大橋構成員) 是非お願いしたい。

(高橋部会長) それから、システム改修については、3年もしくは5年の間に全面的な改修を行っていただくというようにお願いしていると思うのだが、その中で、これについても、併せてどこかのタイミングで改修を行うことは考えられないのか。

(厚生労働省) 現在のところシステム対応できないと考えられる制度は、3つある。船員保険法の関係と国家公務員災害補償法の関係と労働者災害補償保険法の関係である。このうち船員保険法で対象となる方は、0.1人が0.3人ぐらいでないかと推計している。トータルでも1人いるのかいないのか分からないくらいである。

(高橋部会長) 年間に1人ということか。

(厚生労働省) 然り。国家公務員災害補償法の方も1.5人から4.4人というところで、1人から4人程度という状況である。このあたりは、正直に言えば、システム化になじむのかどうかを慎重に検討していく必要があるのではないかと考えている。一方で、労働者災害補償保険法については、先ほどトータルで280件と申し上げたが、その大多数はここに入るため、今後、システムの更改に際して、その必要性について十分考えていきたいと考えている。

(高橋部会長) 是非お願いしたい。これは霞が関に限った話ではないが、行政全体の手間を少なくするという点については、政府としても強く求められているところである。大規模なシステム改修を今、いろいろな形でお願していると思うので、その際に、労働者災害補償保険法については、是非積極的に検討いただきたい。積極的に対応していただけるということで、大変助かる。引き続き、よろしくお願いしたい。

<通番31：所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し（空家等の適正管理に係る見直し）（総務省、法務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 地方税法と違うということは理解させていただいたが、略式代執行の仕組みは一部の者が不明な場合にも適用できるのか。

(国土交通省) 国土交通省において市町村の様々な事例を集めて分析を行ったところ、一部に確知している者がいる場合に、助言・指導や勧告を行わないわけにはいかないため、手続を併用することで対応している。助言・指導、勧告、命令の手続を、確知している人には行いつつ、略式代執行の公告を行うという方法が一つであり、もう一つの方法として、簡易裁判所の公示送達という手続を使って、略式代執行の公告以外で対応しているケースも幾つかあった。いずれにしても手続を併用する形で処理されている。

- (高橋部会長) 手続の併用が可能であれば、助言・指導、勧告までの手続と、勧告からさらに命令までの手続を並行して行うことは可能か。略式代執行等の手続があるのであれば、助言・指導、勧告までは代表者に行うが、最終的な命令を行う際には、不明な者も含めて略式代執行の手続や公示送達の手続をとることで、命令の前の助言・指導、勧告を必ず全員に行わなくても良いのではないか。
- (国土交通省) 助言・指導や勧告の連絡を受けなかった共有者からすれば、命令の段階で初めて認識することとなり、突如、行政処分の適用を受けることとなる。これは罰則付きでもあるため、何故、事前の指導が自分には全くないのかということになるのではないか。法律関係の専門家とも議論したが、例えば、住宅地の特例として固定資産税が6分の1になっているものが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告が発出されることで、通常の固定資産税に戻るという実質的效果があり、その場合急に税額が何倍にもなるといふ不利益効果が他の共有者にも及ぶため、それはさすがに如何なものかと考えているところ。税の場合だと1人の者を代表者として決め、その者だけに伝達すれば他の共有者にも伝わったことになるが、空家の場合は、1人の者に助言・指導、勧告等について伝え、他の共有者にも伝達してもらうことを規定するということが難しい。代表者が共有者に伝達を行わなかった場合に、それでも伝わったこととするのは少し乱暴ではないか。共有者同士の意見が分かれている場合に、地方公共団体が1人の者を代表者として選んだ際、何故その者を選んだのかということで、民民の争いごとのものになったりする等、様々なことが考えられることから、代表者を決めることもかなり難しいことではないか。行政としては手続に瑕疵があったとされるのが一番懸念されるため、安全策になってしまうが、周知すべきは周知し、どうしても確知できない場合は、公示送達なり最終的には略式代執行を公告して行うことで、除却等の手続を進め、空家の周りの人に迷惑がかからないようにする必要がある。しかし、行政が初めて対応する場合にはその手順がわかりにくいいため、現場ですぐ対応できるよう、様々な事例を集めて、可能な限り考える手間は少なくするように考えていきたい。
- (高橋部会長) 現に住んでいる人に取りまとめ役をお願いしているような例はないか。また、そのことで話し合いがうまく進んだ例はないか。
- (国土交通省) 本人たちの同意のもと、窓口の者を決めることについては事例があり、国土交通省のガイドラインでも示している。また、民法の保存行為については、共有物であっても1人で対応可能であるため、壁の修繕や立木の伐採等について、1人の者に対応いただくようなケースは、実務でも多い例かと思う。
- (高橋部会長) 代表に選任された者は行政との窓口となって努力をするような努力義務規定のような法制上の措置は考えられないか。
- (国土交通省) あくまで共有物、物件についての規定であるため、金銭債務ですら相続が発生した場合には、それぞれに連絡を行い、相続の範囲で行うと最高裁判所でも判示されていることに鑑みると、誰か1人に権利義務関係を集中させることは如何なものか。
- (高橋部会長) 所有者の社会的な義務として、所有者が複数いる場合には代表者を決めて、行政と連携しながら所有者全員でしっかりと話し合うといった努力義務は財産行為と関係ないかと思う。
- (国土交通省) 既に空家等対策の推進に関する特別措置法上においても、空家等の所有者等の責務として、空家等の適切な管理に努めるものとするという努力義務はある。
- (高橋部会長) 所有者間で話し合いが進まないことで適切な管理がなされず、近所に迷惑をかけていることについて、単独の義務ではなく、社会的な責務としてしっかりと所有者間で話し合ってもらうためのきっかけとするために、本提案が発出されている。現在の責務規定が抽象的なため、複数相続人がいる場合にはしっかりと話し合うことで代表者を決定し、代表者はしっかりと努力するような責務規定を新しく設けることは不可能か。
- (国土交通省) 共有者がそれぞれ話し合いをすべきとの努力義務は、今の規定では読み切れないということであれば、そのような部分は含まれるということ、様々な場で周知を図っていきたくて考えている。誰かを代表者とするのは馴染まないため、所有者は話し合いを行う義務があるということの規定することについては、空家を適切に管理するということに含まれると考えている。このことについては、様々な場で周知していきたくて思う。
- (高橋部会長) 確かに責務規定を定めるだけで法改正は難しいと思う。近々に空家等対策の推進に関する特別措置法の法改正はないか。
- (国土交通省) 現在、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されて2年と少しであり、5年経過の際に内

容を見直す趣旨が規定されているため、国土交通省としても、市町村主体の協議会等で様々な問題点、課題の整理を行い、できることはやっつけようと考えている。

(高橋部会長) 単純な責務規定だけでは適切な管理が進まないことが考えられるため、相続人が複数いる場合には、行政と代表者を決定し、互いに誠実に協議を行い、責任をもって空家の管理を行うよう努力する等の規定の検討をお願いしたい。

また、代表者を選んで、適正管理に努めている旨ガイドラインに記載があるという示唆をいただいたが、このことか。

(国土交通省) 土地所有者不明のガイドラインの中の規定である。所有者不在の土地を探すためのガイドラインにおいて、合意を得た場合には代表者を決めて行う方法もあるということが記載されている。

(高橋部会長) そこは事務局に渡していただき、ガイドラインにも記載があることをしっかりと周知いただくことについては御検討いただきたい。ガイドラインに沿ってうまく対応できた事例はないか。

(国土交通省) 個々の市町村では認知できていないような様々な事例があるため、略式代執行の公告や、簡易裁判所の公示送達を活用した事例等を整理して示すことは、意義のあることだと考えている。

(高橋部会長) たくさん事例を示すと、わからなくなってしまうのでわかりやすい形で周知いただければありがたい。

(大橋構成員) 空家等対策の推進に関する特別措置法において助言・指導、勧告と行政指導を2つに分けていることは、勧告を受けると、税制上の取り扱いが一段階上がるということで区別をしていると考えるが、本提案は、所有者が複数いると誰が責任を持つかわからないため、中心となる者が出てくるような契機を与えられるような工夫ができればということだと考えている。

また、以下3点について伺いたい。

1つ目として、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてからの2年間で、勧告が出たことにより固定資産税が6倍になった具体的事例はあるか。

2つ目として、固定資産税が6倍になった際に、そこから所有者がしっかりと空家の管理を行うことはあるか。

3つ目として、固定資産税が6倍になった段階で、代表者の選任という手続をとることは可能か。

(国土交通省) 昨年度末までの時点で、助言・指導については6,405件、勧告については267件ある。よって、勧告を行ったことで、固定資産税が上がったケースは267件ある。固定資産税が上がるというようなことは当然こちらからも連絡をしているため、国土交通省として、この6,405件と267件の差の大部分については、勧告に至る前に何らかの処置をいただいたケースだと分析している。そのような意味でも、この助言・指導、勧告という一連の手続が機能していると考えている。

勧告が出た時点で代表者を決めることについては、勧告が出たことで固定資産税も上がり、次は代執行となることが想定される状態で、適切に管理を行わない方々に、代表者を決めることの意味があるかということと、命令を行えば除却まで行うこととなるため、事務的にも淡々と文書を送付していく手続をとることになる。

(大橋構成員) 地方公共団体からすれば、勧告を行う際には固定資産税が何倍にもなるため、所有者に連絡がとれるよう、相続人間の代表者を決めても良いのではないかと。提案団体としては、中核となる者を特定する方策はないかということであり、段階が進むと次第に状況も変わってくるため、場合分けをして対応策を考えることはできないか。特に勧告に至る前の段階で、何か働きかけは行っているか。手続的な工夫を行う余地があるかと考えるがいかがか。

(国土交通省) 助言・指導の段階で説明は行っている。助言・指導を約6,400件行い、勧告を267件行っているということは、差の部分は、助言・指導で対応されている部分であり、金銭的な負担がかかるとなると、対応しようということになるケースが多いと考えられる。一方で、勧告に従わなければ、あとは命令、代執行の戒告になるが、そうした強制的措置に入っていく際に、手続的な不備を問われることが最も危惧される部分であるため、代執行まで行うものについて、関係権利者がわかっているにもかかわらず、その一部にしか行政から連絡を行わないということは、実務的に厳しいと考えられる。

(大橋構成員) 勧告になれば、件数も減少するため、地方公共団体も各相続人に連絡を行うと思うが、約6,000件という総量に対して、悉皆的に連絡を行うことはコストパフォーマンスが悪すぎる。本提案はこの部分の改善提案だと考えており、勧告を行うことによる仕組みを最大限活用するような形で地方公共団体が働きか

けができるような方法があれば、本提案については光が見えてくると思うので検討いただきたい。

(国土交通省) 助言・指導の際に、誰かに連絡を行えば他の共有者にも全て伝わると考えるほうが、性善説に立っているのではないかと。伝わらない可能性もあるため、全員に伝える努力はしていただきたい。また、あくまで助言・指導を行わないと勧告もできないため、法定の手続に入る際には全員に伝達していただきたい。しかし、運用として、たまたま全員の同意がとれてうまくいくような場合について否定しているわけではなく、助言・指導まで行うものは、もめているものであることが考えられるため、確知できていれば全員に連絡していただきたいと考えている。

また、相続人を確知できるまでが大変だと聞いており、地方公共団体が司法書士に依頼することで不明であった者が短期間で確知できた事例や、それでも不明な場合には良しとするような行政判断ができること等の様々なモデル事業を積み上げていき、国土交通省としても、地方公共団体が可能な限り悩まずに事務を進めることができるよう、ガイドラインや通知等でまとめて周知していきたい。

(高橋部会長) 承知した。ガイドラインや通知等の内容の周知はお願いしたいことと、責務規定のようなものについてはどこかの段階で法に組み込んでいただけるとありがたい。事務局とも表現ぶりを相談していただければと思うので、引き続きよろしく願います。

<通番 32：地方公共団体が独自に整備した住宅の公営住宅への転用を可能とする規制緩和（総務省、国土交通省）>

(大橋構成員) 本提案は、公営住宅において可能としている管理業務について、地方公共団体が独自に整備した住宅についても同様の管理を行うことが可能かというものだと考えており、国土交通省としては、地方公共団体が独自に整備した住宅は公営住宅法の関与するところではないため、特段制約は受けないという考えか。総務省としては、指定管理者制度を活用すべきとのことだが、公営住宅法で規定されている管理と同様の管理行為が、地方公共団体が独自に整備した住宅においても行えないと、社会的実態としては同じ公的な住宅にもかかわらず、2つの管理権限が異なることとなるため、地方公共団体としては非常に困ることになる。1次ヒアリングにおいて、公営住宅における指定管理者制度では、入居者決定や模様がえの承認等々の権限付与ができないために、条例で自由にできないかと議論したところ、今回は、条例ではなく指定管理者制度を活用すべきとの意見があった。社会的実態として同様の住宅の管理について、異なる管理権限で業務を委託させることについては理に適っていないため、地方公共団体が独自に整備した住宅において指定管理者制度により委託を行う場合には、実態にあわせて権限行使の規定について揃えることは可能であるということが良いか。

(総務省) 公営住宅法上の公営住宅に指定管理者制度を適用する場合に、地方公共団体でなければならない制約があるということだが、地方公共団体が独自に整備した住宅についてはそのような制約はないため、権限としては基本的に指定管理者に与えられるものだと考えているので、支障なく進められると考えている。

(大橋構成員) 権限を与えることについて、法律や省令で規定してもらえるのか。あるいは、地方公共団体は自ら条例で規定することになるのか。

(総務省) 指定管理者制度については、他の法令等において、地方公共団体でなければならない権限としているもの以外については指定管理者に委託できると考えている。よって、地方公共団体が独自に整備した住宅については、公営住宅法上の制限がないため、委託できる業務に制限はないものと考えており、指定管理者にどのような業務を委託させるかについては、条例で規定する際に議論するものだと考えている。

(大橋構成員) 公営住宅法上の制限がないため、指定管理者に委託可能とのことだが、公営住宅法の趣旨に従う規定については委託できないものがあるのではないかと。例えば高額所得者に対する明渡請求等は、借地借家法の特例となるため、条例において委託することは難しいのではないかと。

(国土交通省) 実際、都道府県の条例も含めて幾つも事例があるため、当方としては、条例に規定すればできるものと考えている。

(高橋部会長) 本当に可能なのか。借地借家法の適用は以前に公営住宅においてかなり議論し、難しいと国土交通省より説明を受けた記憶があるが、借地借家法上の特例は、法律ではなく条例で可能だということによろしいか。

(国土交通省) 昭和59年の最高裁判所の判決において、公営住宅でも借地借家法や民法の適用があるとされており、その際に信頼関係の法理の適用があると判事されているところ。その上で、必要な政策目的や公営住宅

法で定められている部分について優先して適用されると判事されている。

また、平成27年の最高裁判所の判決においても、地方公共団体に一定の裁量があるという趣旨の判事がなされており、地方公共団体が独自に整備した住宅について明確な判例が出たものはないが、条例でも法律と同様の制約を課すことは許容されると考えている。

住宅の使用関係としては、公営住宅にかかるような信頼関係の法理は地方公共団体が独自に整備した住宅についても適用されるため、無体な明渡しができるということではないと考えるが、地方公共団体が一定の裁量の中で供給する目的を条例に規定した上で住宅を供給するということは十分認められるものだと考えており、事例もかなりの数がある。

(高橋部会長) 収入調査も問題ないということか。

(国土交通省) 然り。同様に考えている。

(高橋部会長) マイナンバーはいかがか。

(国土交通省) 当方にそれらに対する解釈権があるわけではないため、今は私どもが考えていることを申し上げているが、条例でできるかどうかということであれば、一義的には総務省の所掌になるため、そこはよく理解していただきたい。

(高橋部会長) それは関係ないだろう。

(国土交通省) 条例で規定している例があるということについては当方で調査し、お示しもしている。しかし、個々のものをどこまで規定することが可能かということは、条例の性質によって変わってくるものではないか。公営住宅の条例に、公営住宅並びで地方公共団体が独自に整備した住宅について併せて規定しているものもあり、そのような趣旨・目的が一つの流れの中でできているものについて、それぞれの規定を置いている場合には、似たようなことは恐らく可能かもしれない。しかし、公の施設といっても、公営住宅や中所得者向けの賃貸住宅と同様の住宅等、様々であり、当方において法律の専門家にヒアリングを行った際には、どのように条例に規定するかというところを踏まえて、借地借家法の特例がどこまで許容されるのか決まってくるかと伺っている。そのため、はっきりと疑問の余地なくというように言われると、そこは、はっきりと言えないとしか言えないため、今、わかっている範囲ということで聞いていただきたい。

(高橋部会長) どういったスケジュール感で詰めていただけるのか。

(国土交通省) 関係省庁と相談しなければならないので、時間的なことは後ほど検討する。

(高橋部会長) では、そこは事務局と願います。

その上で委託できない部分があるのであれば、地方公共団体が独自に整備した住宅の管理委託制度というものを公営住宅法に1章設けていただきたい。

(国土交通省) 公営住宅法には管理代行制度というものがあるが、あくまで公営住宅についての管理の特例であり、公営住宅ではないものについて規定があるわけではない。公営住宅の管理代行制度は、入居決定の事務や明渡しの事務等、公営住宅法上、権限行為としているものも代行できるように法律上、整理をしている。本提案は、独自住宅について指定管理者制度で管理を行うと、管理代行制度で管理を行っている公営住宅と、入居決定や明渡しの規定等が異なってしまうため、管理代行制度と一緒にできないかという提案だと考えているが、指定管理者制度は、他の法令に係る権限事項については除外することができる制度として地方自治法上整備されているため、当方において、公営住宅法上の権限事項にかかる部分については、指定管理制度になじむものではないため、指定管理者制度で委託できる事務は事実行為であるという通知を出している。提案団体は、独自住宅についても公営住宅における指定管理者制度を参考にしているため、公営住宅と同じ範囲でしか指定管理者に委託ができないと誤解をしているのではないか。

条例で規定する権限は総務省の所掌になるため、当方がどこまで言って良いかということはあるが、公営住宅でない住宅については、公営住宅法の縛りはかからないため、地方自治法の指定管理者制度の適用を受け、他の法令に定めがなければ、条例で権限事項について規定し指定管理者制度において委託させることは、公営住宅法上の指定管理者制度の制約は受けないという観点から問題はないはずである。

(高橋部会長) つまり、借地借家法の特例で条例上できないこと以外については、指定管理者制度でできるということか。

(国土交通省) 指定管理者制度においては、権限事項にかかるようなことも委託可能である。最終的には、独自住宅についての判例があるわけではないので、日本の法律の仕組みからすれば、裁判所において決定されるものであり、当方が独自住宅について何か権限を持って物を申せることはないが、公営住宅の今までの判例

などを考えれば、独自住宅であっても同様に規定することは可能ではないかということ、公営住宅を所管する立場から申し上げた。

(高橋部会長)そこは整理をしていただいて、地方公共団体にわかるように事例なども含めて周知していただきたい。事務局、それでよろしいか。

(五嶋参事官)事務局としても調整させていただければと思う。

(大橋構成員)これは相当丁寧に周知を行わないと誤解を生むと思うので、よろしくお願いします。

(高橋部会長)表現ぶりも含めて事務局と整理していただきたい。引き続きよろしくお願いします。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)